五十五　人工知能及び先端的なロボット関連技術、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する次のいずれかの技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　機械学習による学習及びそれによって得られる推論・判断等のアルゴリズム（以下「機械学習アルゴリズム」という。）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用（機械学習アルゴリズムの実現を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）の効率化に係るプログラムに係るもの

ロ　機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係るプログラム及び他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラム（機械学習アルゴリズムへの入力及び実現に係る研究開発活動の直接効率化・促進を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）に係るもの

ハ　機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムに係るもののうち、機械学習アルゴリズムを実現するもの又は機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなもの

五十六　行政機関（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第二条第一項の行政機関に限る。）による利用のために特に設計したシステム又はサービス（当該行政機関により入力された情報を自己又は第三者が取得するものに限る。）のために特に設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム若しくはサービスのために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

五十七　地理空間情報又は地図情報（宇宙空間を含み、以下「地理空間情報等」という。）を扱うシステム又はサービス（自ら収集（測量又は調査を含む。）した地理空間情報等を利用するものに限る。）のために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

五十八　次のいずれかに該当するサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ　所有するサーバーを顧客に貸し出し（データセンター（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室をいう。以下この号において同じ。）に設置されたサーバーを顧客にネットワークを介して利用させる場合を含む。）、当該サーバーのインターネットへの接続、保守又は運用その他のサービスを提供するサービス

ロ　ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージその他の機器又は設備を利用者の専有又は他の利用者との共用で提供するサービスのうち、システム又はアプリケーションの構築又は提供等の基盤となる機能を提供するサービス　［新設］